

調査へのご協力をお願いします。

- ◎ 長崎県は、令和5年4月1日に「長崎県ケアラー支援条例」を施行しました。この条例は、ケアラー（身近な家族等の介護や日常生活上のお世話を無償でする方）が、援助を受ける方とともに、安心して生活を営むことができる社会を実現していくことを目的としています。
- ◎ 県では、ケアラーが孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、今年度「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、市町、事業者・民間支援団体等と連携し、施策を推進していくことにしています。
- ◎ 推進計画の策定や施策の推進にあたって、ケアラー当事者の皆様とともに、現場でケアラーなどからの相談に対応されている支援機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所・生活困窮者自立相談支援機関）の皆様のご意見も踏まえる必要があると考えており、本実態調査へのご協力について、よろしくお願いいたします。

回答について

本調査は、長崎県庁 Web アンケートシステムを活用し、実施いたします。

調査の回答方法は 別紙「回答方法について」をご確認ください。

なお、回答にあたっては、本ページの右上の調査票 No.（5桁の数字）を入力する欄がありますのでご注意ください。この数字は、重複回答を避けるためであり、貴センター（事業所）を特定するものではありません。

はじめに

「ケアラー」とは、高齢や障がい、病気などにより援助を必要とする家族や身近な人に対して、無償で介護や看護、日常生活上のお世話をしている方のことで、例えば、高齢者が高齢者家族などの介護を担う「老老介護」、子育てと親などの介護を同時に担う「ダブルケア」、未婚や離婚、きょうだいがいないなどの理由により一人で親などの介護を担う「シングル介護」が話題になっているように、近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会環境の変化によって、家庭におけるケアの人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっています。

また、子ども（18歳未満）のケアラーは「ヤングケアラー」と呼ばれていますが、本来であれば大人が担うと想定されている病気や障がいのある家族等のお世話を忙殺され、本来受けるべき教育を受けることや、同世代との人間関係を満足に作るできないような状況が生じています。このように、子どもの年齢や成長の度合いに見合わない負担によって、本人の育ちや教育に影響があるといった課題が生じています。

なお、各設問中の「ケアラー」については「ヤングケアラー」も含まれるものとして御回答ください。

ケアラーはこんな人たちです

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration:tzumi Shiga



こころやからだに不調のある人への「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者・友人・知人などを無償でケアする人たちのことです。

この調査について

- ◎ 本調査は、県内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関を対象とします。（以降、「事業所」と記載します。）
- ◎ この調査は、原則、無記名（※）となっています。回答は任意です。回答しないことで貴事業所に不利益が生じることはありませんが、事業所種別ごとに回収率は公表いたします。大切な調査ですので、可能な限りご協力をお願いします。
※今後、事例収集等の追加調査にご協力をいただける事業所のみ、記名をお願いする設問があります。協力は任意です。また、追加調査により収集する情報から、公表時に貴事業所が特定されることはありません。
- ◎ 回答については、質問により選択式と、記述式での回答をお願いしております。答えにくい質問には、答えなくても構いませんので、無理のない範囲で回答ください。
- ◎ 集計は、回答いただいたデータを統計的に処理し、調査結果として公表しますが、公表内容によって、対外的に事業所が特定されることはありません。

（お問い合わせ先）

長崎県福祉保健部長寿社会課 地域包括ケア推進班 担当：合谷、西村
電話：095-895-2434
電子メール：chiikihoukatsu@pref.nagasaki.lg.jp

調査項目

Ⅰ 事業所の種別・管轄地域・ケアラー認知度

問Ⅰ 貴事業所種別を教えてください。（あてはまる種別を1つ選択）

1. 地域包括支援センター
2. 居宅介護支援事業所
3. 障害者相談支援事業所
4. 生活困窮者自立相談支援機関

問Ⅱ 貴事業所が主に対処されている地域を教えてください。

（※貴事業所が相談対応している市町を複数選択）

- | | | | | |
|-----------|---------|----------|----------|---------|
| 1. 長崎市 | 2. 佐世保市 | 3. 島原市 | 4. 諫早市 | 5. 大村市 |
| 6. 平戸市 | 7. 松浦市 | 8. 対馬市 | 9. 壱岐市 | 10. 五島市 |
| 11. 西海市 | 12. 雲仙市 | 13. 南島原市 | 14. 長与町 | 15. 時津町 |
| 16. 東彼杵町 | 17. 川棚町 | 18. 波佐見町 | 19. 小値賀町 | 20. 佐々町 |
| 21. 新上五島町 | | | | |

問3 貴事業所におけるケアラーに関する認知度を教えてください

(あてはまる番号を1つ選択)

1. ほぼ全ての職員(9割以上)が知っている
2. 多く(半数以上)の職員が知っている
3. 一部の職員(半数未満)が知っている
4. ほぼ全ての職員(9割以上)が知らない

注) ケアラー認知度 (選択肢の「知っている」の範囲)は、以下のとおりです。

- ・「ケアラーという言葉を知っていますか。」という問いに、「よく知っている」「ある程度知っている」と答えられる方のことで、「聞いたことはあるがよく知らない」「全く知らない」は含みません。
- ・「ケアラー」については、この調査票の「はじめに」の説明をご参照ください。

2 ケアラーからの相談受付状況

問4 貴事業所で受けた“「ケアラー」が抱えている悩みなどの相談”に関して、以下のとおり、内容別に分類した場合、それぞれの項目について、「よくある」場合は◎を、「まあまあある」場合は「○」をつけてください。

また、以下の分類にない内容で「◎」「○」に該当するものがあれば、項目最後の自由記述欄に内容を記載し、「◎」「○」を記載してください。

※「よくある」の目安は、ケアラーに関する相談のうち、7割以上に含まれる、「まあまあある」は、同様に、概ね4割から7割程度、を目安としてください。

◎・○	相談内容	
Ⅰ.ケアラー自身のことについて		
	1	身体的な疲れがある
	2	心理的な疲れがある
	3	健康面の不調(体調悪化、持病など)がある
	4	お世話と仕事との両立について悩んでいる
	5	お世話と家事との両立について悩んでいる
	6	お世話により自分の時間がない
	7	お世話により睡眠時間が取れない
	8	お世話のために遠距離移動があり大変
	9	お世話をしている人同士で悩みの共有をしたい
	10	時間や頻度の制限なく、もっと相談できる先が欲しい
	11	悩みや心配事をカウンセリングの専門家に相談したい
	12	生計の維持に不安がある。経済的な支援が欲しい。
	13	リフレッシュ・気晴らしをしたい。
	14	自分が担っているお世話を全て変わってほしい
	15	自分が担っているお世話を一部でも変わってほしい
Ⅱ.ケアラー以外の家族等のことについて		
	1	代わりにお世話を担う家族等がない
	2	お世話のことについて、家族に相談できない
	3	お世話のことについて家族に相談しても、お世話の分担や外部サービスの利用など、ケアラーの負担軽減について協力が得られない
	4	お世話をともに担う家族がいるが、お世話に関する考え方が違う
	5	お世話のことで家族関係が不調となっている
	6	
Ⅲ.お世話を受けている方のことについて		
	1	お世話を受けている方との関係不良(ケンカしてしまう。)
	2	お世話を受けている方に対して、不適切な対応や虐待をしてしまう
	3	お世話を受けている方が、お世話している家族以外の支援を拒否される。(外部サービス等の利用ができない)
	4	
Ⅳ.その他の悩み等について		
自由記述	1	
	2	

3 ケアラーに対する支援について

問5 ケアラーご本人への直接的な支援として、「お世話が必要な人をサービスに繋げること」以外に、貴事業所では、どのような支援を行っていますか。また、その具体的な内容について教えてください。（あてはまるもの全てを選択し、それぞれに自由回答）。

1. ケアラーに対する相談窓口の設置
2. ケアラーに対する相談会の開催
3. ケアラーのためのサロンの設置（ケアラー同士の交流、情報交換、悩み相談の場の提供）
4. ケアラーに対するアセスメントシート等を活用した相談対応時のアセスメントの実施
5. ケアラーに対する自己チェックシートの配布
6. ケアラーに対するカウンセリング等の実施
7. ケアラーに対する情報提供方法の工夫（書類を見る習慣がない方への伝達方法の工夫など）
8. 主たるケアラー以外の家族などへの情報共有に関する配慮（オンラインを活用した会合の開催など）
9. ケアラーが働く事業者に関する相談対応、支援
（お世話と仕事の両立に関するケアラー及び事業者支援）
10. その他
11. 特に行っていない

※ 1～10の具体的な内容を記載してください

- 1 :
- 2 :
- 3 :
- 4 :
- 5 :
- 6 :
- 7 :
- 8 :
- 9 :
- 10 :

問6 ケアラー支援に資する取組として、ケアラー（及びそのご家族）以外への働きかけとして、貴事業所ではどのようなことを行っていますか。また、その具体的な内容について教えてください。（あてはまるもの全てを選択し、それぞれに自由回答）

1. 貴事業所が属する法人や事業種別団体等の従事者向けのケアラー支援に関する研修・勉強会の開催・参加
2. 「介護」「子育て」「障害関係」「療育」「生活困窮」等、地域の様々な支援機関と連携したケアラー支援に関する研修・勉強会の開催・参加
3. 地域住民向けのケアラー支援に関する普及啓発講座等の開催
4. 地域住民向けのケアラー支援に関する広報（相談窓口の紹介チラシの配布、SNS発信、パネル展示、ケアラーに関する独自リーフレット作成など）
5. 民生委員や自治会等とのケアラーに関する地域情報の連携、掘り起こし
6. 新たなサービスの創出
7. その他
8. 特に行っていない

※1～7の具体的な内容を記載してください

- 1 :
- 2 :
- 3 :
- 4 :
- 5 :
- 6 :
- 7 :

問7 ケアラーに対して必要な支援を実現するために、県や市町が取り組むべき事項は何だと思えますか。（重要度が特に高いと考えるものを5点まで選択してください）

1. 支援を必要とするケアラーの早期発見、早期対応につながるような地域住民への啓発活動（ケアラーに関する理解の促進、早期気づきのためのポイント、セルフチェック等のツールの提供）
2. ケアラーが相談しやすい環境づくり（地域の相談場所の明確化等）
3. 行政による実態把握、ケアラーに関する情報提供の受付
4. ケアラーの相談を担う専門人材の確保
5. 相談を担う専門人材の育成（専門職による支援を必要とするケアラーの早期発見・アセスメント・相談対応力の向上）
6. 複合課題や狭間のニーズへの対応のため、属性を問わない包括的な相談支援体制の整備

7. 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備（重層的支援会議等の開催による機関間の役割分担や支援の方向性を検討）
8. 制度サービスの充実（介護保険、障害福祉等）
9. お世話を受ける方に対するサービス提供を担う専門人材の確保
10. お世話を受ける方に対するサービス提供を担う専門人材の育成
11. 見守りや生活支援を含めた地域における助け合いの創出
12. お世話と仕事・生活の両立に焦点をあてた地域住民への啓発
13. ケアラーが働く会社・事業所向けのお世話と介護の両立支援の啓発
14. その他（ ）

4 支援に繋がっていない事例等への対応

問8 「介護」「看病」「子育て」「障害関係」「療育」「生活困窮」などのケアを必要としている方で、貴事業所での相談につながらず、心配な事例がありますか。（令和4年度以降の事案でお答えください。）（あてはまる番号を1つ選択）

1. ある → 問9にもお答えください。
2. ない → 問10に進んでください。

問9（前問で「ある」と答えた方のみ）相談につながらない理由は、何であると考えていますか。（あてはまる項目を全て選択）

1. 貴事業所を含め、周囲はケアが必要だと感じているが、当事者（お世話をする方・受ける方）が必要性を感じていない。今の生活を継続することで良しとしている。
2. お世話を受ける方は、「家族がお世話をするのが当たり前である」と思い、お世話を受ける方が相談を希望しない。
3. お世話をする方が、「家族だけで支えられる」と考えており、相談を希望しない。
4. 「相談しても適切なサービスがない・つながらない」との思い込みやあきらめがあり、相談を希望しない。
5. 貴事業所を含め外部機関が家庭に介入されることに対して不信感を持っている。
6. 貴事業所が主体的に関わるべきだが、特定の他の機関のみだけを相談相手として頼っている。
7. 経済的事情を抱えていることから、サービス利用等について相談を継続して進めていくことを拒否されている。
8. 貴事業所が相談支援できるという必要な情報が届いていないため、相談を希望しない。
- 9.、当事者の情報を受け取る力に課題があるため、相談を希望しない。

10. 貴事業所の機能や支援できることを提案した上でも、明確な理由は語らず、相談を希望しない。

11. その他 ()

問10 令和4年度以降の事案において、貴事業所が相談を受けた方で、ケアを必要としている人が、公的サービスの利用につながらなかった事例はありますか。(あてはまる番号を1つ選択)

1. ある → 問11にもお答えください。

2. ない → 問12に進んでください。

問11 (前問で「ある」と回答した方のみ) 相談に繋がったにも関わらず、公的サービスの利用につながらなかった理由は何ですか。(あてはまる項目を全て選択)

1. お世話を受けている方が公的サービス利用を望まないため。

2. お世話をする方が、公的サービスを利用せずにお世話をすることを希望しているため。

3. 利用したい公的サービスが、いずれも満員等の事業所側の理由により利用できなかったため。

4. 利用したい公的サービスに選択肢があったが、特定の事業所のみ希望し、その利用が叶わなかったため。

5. 利用手続きが煩雑であったことにより利用をあきらめたため。

6. 経済的な負担により家計に不安があったため。

7. サービス事業者に、家庭の情報を伝えることに抵抗があったため。

8. 他人を家に入れたくないため。

9. 公的サービスを利用することについて、世間体が気になるため。

10. 公的サービスの利用を断る理由について、話してもらえずわからない。

11. 貴事業所が提案する公的サービスと、当事者が希望する公的サービスが合っていないため(不要な公的サービスを希望されたため)

12. 公的サービスの利用は希望されたが、地域に公的サービスがないため(サービスの提供体制が不十分)

13. その他 ()

問12 貴事業所で、相談や公的サービスに繋がりにくい家庭を支援に結びつけた事例がありますか。(令和4年度以降の事案でお答えください。)(あてはまる番号を1つ選択)

1. ある → 問13にもお答えください。

2. ない → 問14に進んでください。

問13 (前問で、「ある」と答えた方のみ) 支援に結びつけるために、貴センター(事業所)では、どのようなことを実践しましたか。(あてはまる項目を全て選択)

1. 対象のご家庭に対する電話や訪問の頻度等を手厚くした
2. 対象のご家庭との相性などを考慮して、担当者を変更し対応した
3. 他の分野の支援機関との連携のもと、対象世帯に連絡・訪問等の対応をした
4. 自治会や民生委員など地域の関係者との連携のもと、対応した
5. 貴事業所内で、ケアラー支援に関する研修・学習を進め、その結果を反映した
6. 地域における多機関による事例検討(ケア会議等)を行い、対応方法を工夫した
7. 行政からの介入により事態を打開し、その後の支援を引き継いだ
8. 貴事業所に関する情報を地域住民に啓発し、そこから理解を進め関係を作った
9. その他 ()

問14 県では、「ケアラー支援につながらず苦慮している事例」「機関連携等によりケアラー支援が進んだ好事例」等の収集のため、追加調査を予定しています。特に、問9、問11、問13で「ある」と答えた方について、これらの事例収集のため追加調査にご協力いただけるのであれば、協力可能とお答えください。(あてはまる番号を1つ選択)

1. ケアラー支援に関連して協力できる事例なし → 問15にお進みください。
2. 協力可能 → 下に進んでください。

・県では、「協力可能」と回答いただいた事業所のなかから、今後、追加調査対象事業所を抽出します。対象となった事業所には、令和5年9月以降に改めて連絡を取りますので、「協力可能」な場合には、事業所名等を記載してください。

(なお、今後追加収集する情報から、公表時に貴事業所が特定されることはありません。)

- 事業所所在地(市町名のみ) : _____
- 事業所名 : _____
- 電話番号 : _____
- メールアドレス : _____
- 連絡担当者名 : _____

5 その他

問15 本県におけるケアラー支援の充実強化のため、県が、貴事業所を対象に実施する研修・セミナー等の内容で希望があれば記載してください。 (自由回答)

問16 ケアラー支援を充実させるために、特に必要だと考えていることがあれば記載してください。 (自由回答)

以上で調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。